

＜平成２３年度における主な変更点＞

①応募資格を変更しました。（11頁、26頁、53頁参照）

教育を受けるとともに研究を指導される立場にある「学生」については、科研費に応募することができません。このため、平成２３年度公募から、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することはできません。

ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

また、既に研究代表者として研究を実施している場合に限り、平成２３年度以降も当該研究課題を実施することができます。なお、既に研究分担者又は連携研究者として参画している場合には、当該研究課題の交付申請時に研究組織から外れる必要があります。

②科研費被雇用者（科研費により雇用されている者）の取扱いを明確にしました。

（11頁、26頁、52頁、53頁参照）

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務（以下「雇用元の業務」という。）に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められませんので、平成２３年度公募において、その取扱いを明確にしました。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

また、継続研究課題も同様に、次の点が研究機関において確認されていれば、自ら科研費の研究を実施することができます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

③研究成果報告書を提出しない場合の取扱いを明記しました。

(3頁、12頁、52頁、56頁参照)

研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、補助金を交付しません。また、当該研究者が交付を受けていた補助金の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関について、その名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

④研究代表者の交替の取扱いを変更しました。(27頁、52頁参照)

研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めています。

こうしたことから、平成23年度からは、既に採択されている研究課題についても、研究代表者を交替することは認めないこととします。

⑤「国民との科学・技術対話」の推進について記載しました。(5頁参照)

先般、『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員）が取りまとめられ公表されましたので、その内容を記載しました。

⑥「系・分野・分科・細目表」を一部変更しました。(30頁～50頁参照)

科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において審議した結果、以下のとおり変更しました。

1) 分野「総合領域」

- ・分科「博物館学」、細目「博物館学」を追加しました。

2) 分野「複合新領域」

- ・分科「生物分子科学」に細目「ケミカルバイオロジー」を追加しました。

3) 分野「医歯薬学」

- ・分科「境界医学」に細目「疼痛学」を追加しました。

⑦「若手研究（S）」の新規募集を停止しました。